

25年4月1日

「西脇市における暴力団の排除に関する条例」

が施行されます。



暴力団に 負けない街を!!



【三ない運動】

- ・暴力団を「恐れない」
- ・暴力団に「金を出さない」
- ・暴力団を「利用しない」

プラス1

- ・暴力団と「交際しない」



条例の施行により、西脇市の契約その他すべての事務または事業において、また市の施設の利用が暴力団の利益とならないようにします。

そのため、契約においては暴力団排除の特約を付け、さらに誓約書の提出を求めます。

市の施設の利用等においても誓約を求めることとなり、市民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、誓約に反したときには、契約や使用許可等を取り消すことがあります。また、偽って契約や申請をされますと、法令違反となる場合がありますので、ご注意ください。

西脇市
西脇市教育委員会